



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 フジコピアン株式会社
本社所在地 大阪市西淀川区御幣島五丁目 4 番 14 号
代 表 者 名 代表取締役社長 赤城 貫太郎
(コード 7957 東証2部)
問 合 せ 先 執行役員 管理部長 上田 正隆
電 話 番 号 06-6471-7071

定款一部変更および人事異動のお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 19 日付け「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 66 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

これにともない、本日開催の取締役会において、定款一部変更および取締役の選任議案を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の迅速化を図ることを目的とし、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、改正会社法といいます。）が平成27年5月1日に施行されたことにもない新たに創設された監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

定款の主な変更理由は、上記を含め次のとおりであります。

- (1) 監査等委員会設置会社への移行にともない、規定の新設、削除など所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議によることができるように規定を新設し、重複する規定を削除するものであります。
- (3) 改正会社法において責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにより、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、規定の一部を変更するものです。なお、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲の変更につきましても、各監査役の同意を得ております。また、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

なお、変更の内容は、別紙のとおりであります。

2. 人事異動の件

平成28年3月30日開催予定の第66回定時株主総会での承認を前提として、同日付にて下記の通り人事異動を行う予定ですので、お知らせいたします。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

氏名	新職	旧職
赤城 貫太郎	代表取締役社長 兼 ソリューション本部長	同左
赤城 耕太郎	取締役上席執行役員 経営企画室長	同左
榎園 克巳	取締役上席執行役員 ソリューション本部長代行 兼 第一営業部長 兼 第二営業部長 兼 東京支店長	同左
横井 滋実	取締役上席執行役員 エフシー ベトナム コーポレーション 社長（出向）	執行役員 エフシー ベトナム コーポレーション 社長（出向）
上田 正隆	取締役上席執行役員 管理部長	執行役員 管理部長

(2) 監査等委員である取締役

氏名	新職	旧職
根来 俊彦	取締役 監査等委員	常勤監査役
杉谷 公伸	取締役 監査等委員（社外）	監査役（社外）
本多 紀雄	取締役 監査等委員（社外）	現、東京海上日動火災保険株式会社 常勤監査役

(3) 退任監査役

氏 名	新 職	旧 職
大和 実	退 任	監査役
飯田 敏康	退 任	監査役(社外)

以上

【別紙】定款変更の新旧対照表

(下線は、変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (3)会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 12 条 (条文省略)	第 6 条～第 12 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条～第 19 条 (条文省略)	第 13 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会
(員数) 第 20 条 当社の取締役は、9名以内とする。 (新 設)	(員数) 第 20 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、 <u>9名以内とする。</u> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法) 第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(選任方法) 第 21 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設)	(任期) 第 22 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 <u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 23 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 23 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 27 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第 29 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 32 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 33 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	(削 除)
<p>(員数) 第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	(削 除)
<p>(選任方法) 第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p>	(削 除)
<p>(任期) 第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p>(常勤監査役および常任監査役) 第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 2. 監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知) 第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) 第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(社外監査役との責任限定契約) 第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	(削 除)
<p align="center">第 6 章 計算</p>	第 5 章 計算
<p>第 36 条 (条文省略)</p>	第 34 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 38 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第 39 条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</u></p> <p>3. <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 36 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 <u>第 66 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

以 上